1. 北海道医療大学大学院学則

[昭和53年4月1日施行]

第1章 総則

(目的)

- 第1条 北海道医療大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、 その深奥を究め、もって文化の創造発展と人類の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的と する。
- 2 薬学研究科においては、薬と人間との相互関係を把握し、信頼される薬の専門家・研究者を養成する。修士課程においては、総合的な観点から研究開発に取り組める人材、並びに高度専門職業人としての薬剤師を養成する。博士課程においては薬学の知識・技術を基盤とし、自らが研究テーマを発見、解決する能力を培うことにより高度専門職業人を指導できる人材や研究者を養成する。
- 3 歯学研究科博士課程においては、歯科医学の基礎的・臨床的な先端研究、並びに関連諸科学との 学際的研究を推進し、これらを通して幅広い豊かな学識と卓越した研究・教育能力を有する人材、 及び高度で専門的な知識・技術を有する医療人を養成する。
- 4 看護福祉学研究科においては、看護・福祉に貢献する人材を養成する。修士課程においては高度 専門職業人として看護・福祉の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人 材を養成する。博士課程においては自立した研究者として学問の固有性を追究し、かつ分野を超え た開拓的研究活動を行う人材、並びに看護学・臨床福祉学分野の教育・研究と実践の指導者となり うる知的技術者を養成する。
- 5 心理科学研究科においては、臨床心理・言語聴覚分野の発展に寄与するための人材を養成する。 修士課程においては、バランスのとれた臨床能力を備える高度専門職業人の養成及び研究者として の基礎的能力を備える人材を養成する。博士課程においては、この分野の高等教育機関における指 導者、専門職業人に対する指導者及び基礎研究や臨床研究を自立的に進めることのできる研究者を 養成する。
- 6 リハビリテーション科学研究科においては、リハビリテーション科学の発展に寄与する人材を養成する。修士課程においては、高度化、多様化が進む現代の保健・医療・福祉の現場において、先進的な専門知識や技術をもって質の高いリハビリテーションサービスを提供できる高度専門職業人並びに保健・医療・福祉現場や高等教育機関において指導的役割を担う人材を養成する。博士課程においては、リハビリテーション科学の探究と確立に寄与できる人材及び保健・医療・福祉の分野において、指導的立場で活躍できる有能な教育者及び実践指導者を養成する。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、そ の結果を公表するものとする。

(教育方法等の改善)

- 第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。 (研究科専攻)
- 第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

薬学研究科 薬学専攻、生命薬科学専攻

歯学研究科 歯学専攻

看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻

心理科学研究科 臨床心理学専攻、言語聴覚学専攻

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻

(課程)

第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

生命薬科学専攻 修士課程

歯学研究科 歯学専攻 博士課程

看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程

臨床福祉学専攻 博士課程

心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程 言語聴覚学専攻 博士課程

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程

- 2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、各研究分野における研究能力または高度の専 門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能 力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。 (修業年限)
- 第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、生命薬科学専攻修士課程の標準修業年 限は2年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨 床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻、言語聴覚学専攻 の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博 士課程の標準修業年限は5年とする。
- 2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程並びに心理科学研究科臨床心理学専攻、 言語聴覚学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課 程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。
- 3 薬学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科修士課程の 学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科博士 課程及びリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の学生は6年、薬学研究科お よび歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。 (収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科修士課程(生命薬科学専攻) 収容定員6名 薬学研究科博士課程(薬学専攻) 収容定員12名 歯学研究科博士課程 (歯学専攻) 収容定員72名

看護福祉学研究科修士課程(臨床福祉学専攻)

看護福祉学研究科修士課程(看護学専攻)

看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程) (看護学専攻)

(臨床福祉学専攻)

心理科学研究科修士課程 (臨床心理学専攻)

(言語聴覚学専攻)

心理科学研究科博士課程(後期3年の課程) (臨床心理学専攻)

(言語聴覚学専攻)

(入学定員3名) (入学定員3名) (入学定員18名)

収容定員30名 (入学定員15名)

収容定員10名 (入学定員5名)

収容定員6名 (入学定員2名) 収容定員6名 (入学定員2名)

収容定員20名 (入学定員10名) 収容定員10名 (入学定員5名)

収容定員6名 (入学定員2名) 収容定員6名 (入学定員2名)

リハビリテーション科学研究科修士課程 (リハビリテーション科学専攻)

リハビリテーション科学研究科博士課程 (リハビリテーション科学専攻) 収容定員10名 (入学定員5名)

収容定員6名 (入学定員2名)

第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員 (履修方法)

- 第8条 薬学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位 以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終 試験を受けるものとする。
- 2 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 歯学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 5 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、看護学専攻は44単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)、臨床福祉学専攻は44単位以上(後期3年の課程においては12単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について臨床心理学専攻は36単位以上、言語聴覚学専攻は30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 7 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、臨床心理学専攻は54単位以上(後期3年の課程においては10単位以上)、言語聴覚学専攻は47単位以上(後期3年の課程においては17単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 8 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目 について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科 の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 9 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年(修士課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、42単位以上(後期3年の課程においては10単位以上)修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(教育課程)

- 第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)— $I \cdot (A)$ $I \cdot (B)$ $I \cdot (B)$ $I \cdot (B)$ のとおりとする。
- 2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)のとおりとする。
- 3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(D)・(E)のとおりとする。
- 4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(F)・(G)・(H)・(I)の とおりとする。
- 5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(J)・(K) のとおりとする。

(単位数)

- 第10条 各研究科における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に 必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。
 - (1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。
 - (1年間の授業期間)
- 第11条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第12条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第6条に 規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間は、次の各号に定めるとおりとし、1年単位で 認めるものとする。
 - (1) 修士課程

3年又は4年

(2) 博士課程(後期3年の課程)

4年から6年

(3) 薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程 5年から8年

(指導教員)

- 第13条 指導教員は、学生の履修すべき授業科目担当の本大学院専任教員をもって充てる。
- 2 指導教員は、その学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。 (授業科目の選定)
- 第14条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 指導教員は、必要があると認めるときは、学生に対して学部の授業科目を指定してこれを履修させることができる。

(教育方法の特例)

- 第15条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。
- 2 本大学院では、(※追加 一部の授業科目について)、多様なメディアを高度に利用して、授業 を教室以外の場所で行うことができる。

(特別聴講)

- 第16条 本大学院に在籍する学生が、他の大学院および本学の他の研究科において専攻分野に関する 科目を履修しようとするときは、当該研究科委員会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別 聴講としてその履修を認めることができる。
- 2 特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きについては、両大学院等の協議に定めるもののほか、 当該研究科の定めるところによる。

(デュアルディグリー・プログラム)

- 第17条 教育上有益と認められる時は、本学研究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互留学 と単位互換により双方が学位を授与するデュアルディグリー・プログラムを行うことができる。
- 2 デュアルディグリー・プログラム実施に関する取り扱いについては別に定める。

第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与

(単位認定)

- 第18条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。
- 2 前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不可に分け、優、良、可を合格として単位を与え、 不可は不合格とする。
- 3 第16条の規定により修得した科目、単位数については10単位を超えない範囲で、これを本学大学 院における科目、単位数の修得とみなすことができる。
- 4 本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(第52条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む)を、本大学院における授業科目の履修とみなし、10単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文は、所定の期日までに当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の審査)

第20条 学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文 の審査を行う。

(学位論文の評価)

第21条 学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。

(最終試験)

第22条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭により これを行う。

(課程修了の認定)

- 第23条 薬学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 2 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上 を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれ を認定する。
- 3 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 4 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 5 看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 6 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について臨床 心理学専攻は36単位以上、言語聴覚学専攻は30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、 学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 7 心理科学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業 科目について、臨床心理学専攻は10単位以上、言語聴覚学専攻は17単位以上を修得し、必要な研究 指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 8 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者につ いてこれを認定する。
- 9 リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 10 課程修了の認定は、学長が行う。

(学位の授与)

- 第24条 薬学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(生命薬科学)、薬学研究科博士課程を 修了した者に対しては、博士(薬学)の学位を授与する。
- 2 歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(歯学)の学位を授与する。
- 3 看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士(看護学)、臨床福祉学 専攻を修了した者に対しては、修士(臨床福祉学)、看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程) の看護学専攻を修了した者に対しては、博士(看護学)、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、 博士(臨床福祉学)の学位を授与する。
- 4 心理科学研究科修士課程の臨床心理学専攻を修了した者に対しては、修士(臨床心理学)、言語 聴覚学専攻を修了した者に対しては修士(言語聴覚学)、心理科学研究科博士課程(後期3年の課 程)の臨床心理学専攻を修了した者に対しては、博士(臨床心理学)、言語聴覚学専攻を修了した 者に対しては博士(言語聴覚学)の学位を授与する。
- 5 リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(リハビリテーション科学)、博士課程を修了した者に対しては博士(リハビリテーション科学)の学位を授与する。
- 6 学位に関する規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

(教員組織)

第25条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、 特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

(評議会)

- 第26条 本大学院に、評議会を置く。
- 2 評議会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 総合図書館長
 - (4) 各学部長
 - (5) 各研究科長
 - (6) 個体差健康科学研究所長
 - (7) 大学病院長
 - (8) 歯科クリニック院長
 - (9) 個体差医療科学センター長
 - (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
 - (11) 学長が指名する教授
- 3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
 - (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
 - (2) 学則その他教学に関する重要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
 - (4) 学位授与の基本に関する事項
 - (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
 - (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
 - (7) 教員の教育研究業績の審議等の基本に関する事項
 - (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項
- 4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、 及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

- 第27条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。
- 2 各研究科委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 各研究科の教授

- (2) その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めた者。
- 3 各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
 - (6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項
- 4 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について 審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第28条 本大学院に、事務職員を置く。

第5章 学年、学期、休業日

(学年)

第29条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第31条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 創立記念日 10月10日
 - (4) 春期休業日 4月1日から4月10日まで
 - (5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで
 - (6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで
- 2 学長が必要と認めたときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学

(入学の時期)

第32条 本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

- 第33条 薬学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科の修士 課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科の博士課程(後期3年の 課程)に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 修士の学位を有する者
 - (2) その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認めた場合
- 3 薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 大学(6年課程)を卒業した者
 - (2) 修士の学位を有する者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) その他本大学院薬学研究科において、大学(6年課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

- 4 歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 大学(医学又は歯学の学部)を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学又は歯学)を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院歯学研究科において、大学(医学又は歯学の学部)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第34条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

(入学検定)

- 第35条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。
- 2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続、入学許可)

- 第36条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書 及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。
- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

- 第37条 保証人は、正副2名とし、正保証人は、入学者の父兄若しくは学費支給の責任者とし、副保証人は、札幌市内又は近郊に居住して独立の生計を営む者で、共に学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
- 2 学長は、保証人が不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。
- 3 保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更 願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

- 第38条 病気その他やむを得ない事由によって、引き続き3か月以上欠席する場合は、保証人連署の 休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めたときは、第1項に 定める手続きをまたず、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

- 第39条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。
- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第40条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

- 第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍 することができる。
 - (1) 薬学研究科修士課程、看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)、心理科学研究科(後期3年の課程)又はリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認めた者(ただし、休学期間を算入

しない。)

- (2) 第39条第2項に定める休学の期間満了後、第40条に定める復学願出のない者
- (3) 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者
- (4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者

(再入学)

第43条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第44条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、 学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第45条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

第7章 入学検定料及び学納金

(学生納入金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	爾字册光科	看護福祉学研 究科	空科	リハビリテ ーション科 学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	入学時のみ
						本学卒業生免
						除
授業料	800,000円		800,000円	800,000円	800,000円	修士課程
	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	博士課程

- 2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、前項に定める授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。)とする。
- 3 長期履修学生が、履修期間の変更(短縮又は延長)を認められた場合の授業料の年額は、第1項に規定する授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。
- 4 看護福祉学研究科看護学専攻のNP資格取得コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のと おりとする。

特別実習費:50,000円

5 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	
履修登録料	_	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	1 単位

- 6 授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納入することができる。
 - 1期 4月15日まで
 - 2期 9月15日まで

- 7 納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。 (復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金)
- 第47条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の学納金を徴収する。
- 2 前期若しくは後期の中途で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収 する。
- 3 前期又は後期の中途で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。
- 4 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

(学納金の徴収の猶予)

- 第48条 経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することがある。
- 2 学納金納入猶予期間は、納入期間後(1・2期とも)3か月以内とし、納入しない者は、学則第42条の規定により除籍とする。

第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生 (外国人学生)

- 第49条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、 入学を許可することがある。
- 2 前項の選考方法は、学長が定める。

(入学志願)

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第33条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に 従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自国公館の 証明書を添付して、指定の期日までに願い出なければならない。

(委託学生)

- 第51条 官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された 者は第32条及び第33条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のな い限り、選考のうえ入学を許可する。
- 2 委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項について は、別に定める。

(聴講生)

- 第52条 本大学院の一または複数の授業科目について聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。
- 2 聴講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。
- 3 聴講生に関する規定は別に定める。

(科目等履修生)

- 第53条 本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。
- 2 科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

- 第54条 他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として10単位を超えない範囲でこれを許可することがある。
- 2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第16条の規定によるものとする。
- 3 特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は大学院委員会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

- 第56条 学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、大学院委員会の議を経て懲戒に付すことができる。
- 2 懲戒は、譴責、停学、退学とする。
- 3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。
 - (1) 性行が不良で、改善の見込みのない者
 - (2) 学力が劣等で、成業の見込みのない者
 - (3) 正当な理由がないのに、出席が常でない者
 - (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者 第10章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第57条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

(研究指導施設・設備)

第58条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

≪以下 附則および別表省略≫